

令和8年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和8年7月1日（水） 午前9時55分～午前10時56分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員4名 労働側委員4名 使用者側委員4名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正諮問について
（2）目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
（3）運営小委員会の設置等について
（4）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
①専門部会の設置について
②専門部会の決議について
（5）参考人の意見聴取について
（6）事業場実地視察等について
（7）審議日程等について
（8）その他

5 審議要旨

議題（1）について

長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容

「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。」

議題（2）目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和8年6月23日付け「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を配布して、内容について説明した。

議題（3）について

特定最低賃金の必要性の審議を行う目的に運営小委員会を設置して審議すること、8年度は審議を公開として、二者協議のみ非公開とすることについて事務局より説明し、了承された。

議題（4）について

① 専門部会の設置等について

専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示について、本日から7月21日まで行う旨事務局より説明し了承された。

② 専門部会の決議について

専門部会の決議について、地域別最低賃金には審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。

議題（5）について

従来通り、提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、その必要があるものとして参考人の意見聴取を行うこととなった。

関係労働者、関係使用者からの意見聴取に関する公示について、本日から7月21日まで行う旨事務局より説明し了承された。

議題（6）について

事務局より今年度の事業場視察について説明を行った。

議題（７）について

今後の審議日程について了承された。

第２回本審　　： ７月 31 日（金） 14：00～

第１回専門部会： ７月 31 日（金）本審終了後

第２回専門部会： ８月 ４日（火）

第３回専門部会： ８月 ５日（水）

第４回専門部会： ８月 12 日（水）

第５回専門部会： ８月 17 日（月）

第３回本審　　： ８月 18 日（火）

第１回小委員会： ８月 24 日（月）

第２回小委員会： ８月 27 日（木）

第４回本審　　： ９月 ３日（木）

議題（８）について

審議会の運営について、以下の申し合わせ事項が了承された。

最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること、関係労使の意見を十分把握するように努めること、専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること等。

以上